

## ○山口県警察の通信指令技能検定に関する訓令

平成21年12月16日

本部訓令第29号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察の通信指令技能検定（以下「技能検定」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 技能検定に係る事項を審議するため、警察本部に通信指令技能検定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、警察本部長をもって充てる。

3 副委員長は、地域部長をもって充てる。

4 委員は、地域部地域運用課長（以下「地域運用課長」という。）及び地域部地域企画課長をもって充てる。

(委員会の庶務)

第4条 委員会の庶務は、地域部地域運用課（以下「地域運用課」という。）において処理する。

(種別)

第5条 技能検定の種別は、初級技能検定及び上級技能検定とする。

(受検資格)

第6条 技能検定の受検資格は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 初級技能検定 警部補以下の階級にある警察官のうち、実務経験が3年以上のもの

(2) 上級技能検定 警部補以下の階級にある警察官のうち、次のいずれかに該当するもの

イ 初級技能検定に合格した後、1年以上経過した者

ロ 現に地域運用課において通信指令業務に従事している者

ハ 地域運用課及び警察署の地域課(地域第一課及び地域・交通課を含む。)において、通信指令業務に従事した期間が通算しておおむね5年以上(そのうち地域運用課において通信指令業務に従事した期間が3年以上)になる者

(技能検定の実施)

第7条 委員会は、毎年1回以上、各種別の技能検定を実施するものとする。

2 技能検定の実施期日、場所、方法その他必要な事項については、委員長がその都度定めるものとする。

(受検の手続)

第8条 所属長は、所属の警察官のうち、第6条に規定する受検資格を有するものに技能検定を受検させようとするときは、通信指令技能検定申請書（別記第1号様式）により、地域運用課長を経由して委員長に申請するものとする。

（合格証書の交付）

第9条 委員長は、技能検定に合格した者に対し、所属長を経由して通信指令技能検定合格証書（別記第2号様式）を交付するものとする。

（台帳）

第10条 委員会は、通信指令技能検定合格者台帳（別記第3号様式）を備え付け、技能検定に合格した者の状況を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第11条 この訓令に定めるもののほか、技能検定の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年1月4日から施行する。

（山口県警察の公印に関する訓令の一部改正）

2 山口県警察の公印に関する訓令（昭和31年山口県警察本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（山口県警察における事務の決裁に関する訓令の一部改正）

3 山口県警察における事務の決裁に関する訓令（平成16年山口県警察本部訓令第49号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則 （平成22年3月26日本部訓令第13号山口県警察本部の会議に関する訓令等の一部を改正する訓令3条による改正附則）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年12月12日本部訓令第42号山口県警察職員の人事記録の取扱いに関する訓令の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令9条による改正附則）

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 （平成27年3月31日本部訓令第11号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令36条による改正附則）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年6月28日本部訓令第2号不正競争防止法等の一部を改正する法律に伴う関係訓令の整理等に関する訓令39条による改正附則）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月10日本部訓令第11号押印を求める手続の見直し等に伴う関係訓令の整理等に関する訓令第26条による改正附則）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第8条関係）

通信指令技能検定申請書

第 号  
年 月 日

通信指令技能検定委員会委員長 殿

長

下記の者に 級技能検定を受検させたいので、申請します。

記

分掌	階 級	氏 名	生年月日	職員番号	初級取得年月日	備 考

注 「初級取得年月日」欄は、上級技能検定を受検する者のみ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式（第9条関係）

第 号

通信指令技能検定合格証書

階 級  
氏 名

通信指令技能検定 級に合格したことを証する

年 月 日

山口県警察通信指令技能検定委員会委員長

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 3 号様式 (第 1 0 条関係)

通信指令技能検定合格者台帳 ( 級)

合格証書 番号	交付年月日	所 属	階 級	氏 名	生年月日	職員番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。